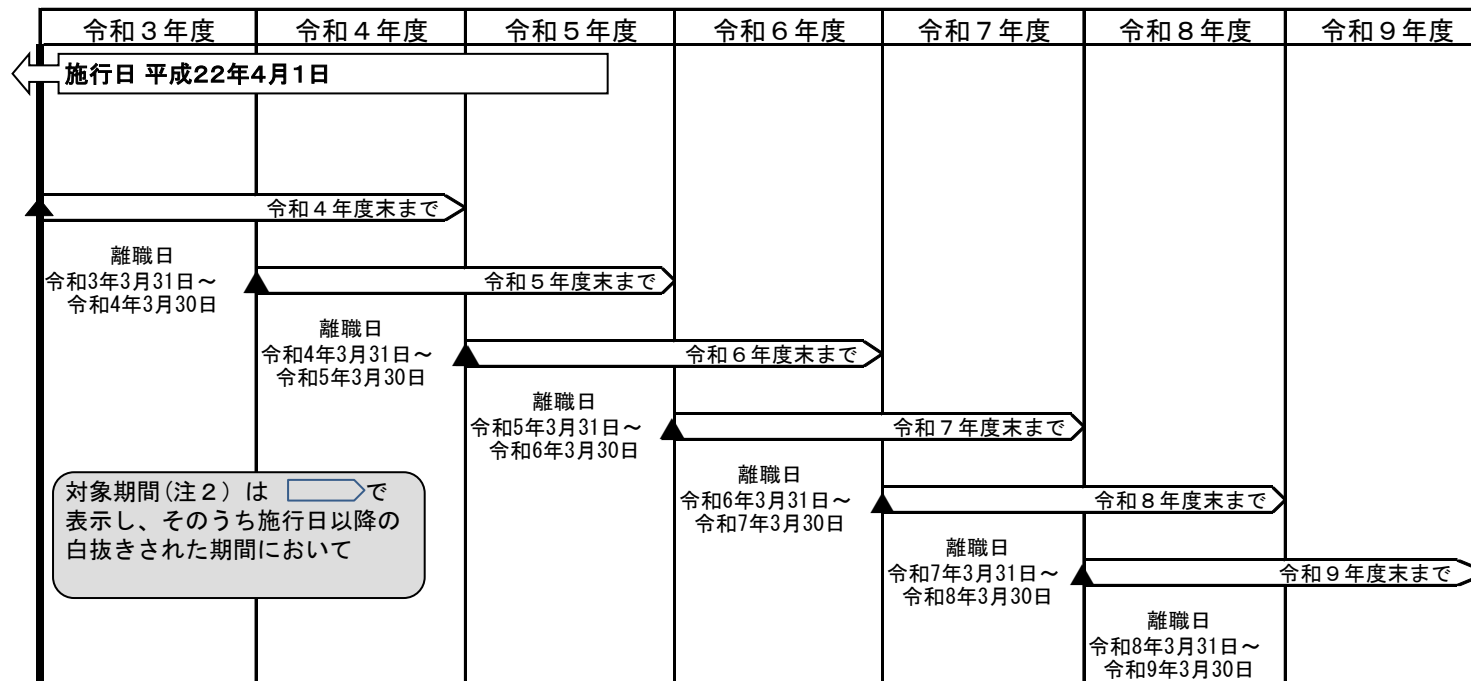


非自発的失業者にかかわる国民健康保険料軽減の対象期間

非自発的失業者（注1）については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。
 失業者の所得のうち給与所得を100分の30として国民健康保険料を算定します。
 ※再就職して健康保険に加入する場合はその時点までです。



（注1）非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者。

（注2）対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

●高額療養費の所得区分の判定とその適用期間は異なります。